

知っておきたい！ 個人市民税・県民税のしくみ

個人市民税・県民税とは、1月1日現在で住所のある市町村に納める税で、「住民税」とも呼ばれています。ここでは、個人市民税・県民税のしくみについて説明します。

■ どうやって税額は計算されるの？

個人市民税・県民税の税額は、その年の3月15日までに市へ申告した、前年中の所得等に基づいて計算されます。

- ※所得税確定申告書を提出した方は、その結果に基づいて計算されます。
- ※給与所得の方は、勤め先から市役所へ給与支払報告書が提出されます。また、公的年金を受給されている方は、年金支払者から公的年金支払報告書が提出されます。申告をしていない方は、これらに基づいて計算されます。

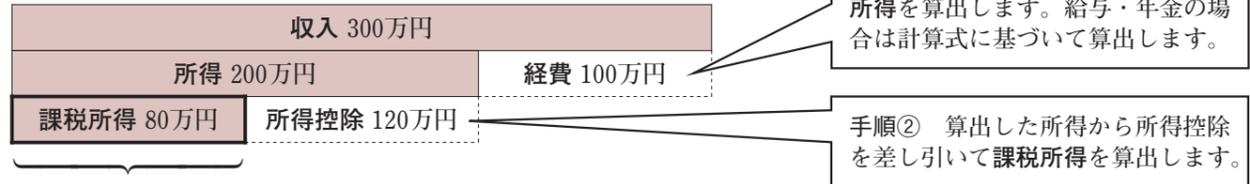
年間の税額は、均等割額と所得割額を合算して算出されます。(総合課税の場合)

区分	均等割	所得割	
		所得割の課税標準	所得割の税率
市民税	3,500円	前年の課税所得	6%
県民税	2,500円	前年の課税所得	4%

※県民税均等割額には、森林湖沼環境税分1,000円が含まれます。

(計算例) 税額計算の大まかな流れ 手順①～③

営業収入300万円、経費100万円、所得控除合計120万円の方の場合



課税所得 80万円×税率 (6 + 4%) = 80,000円…所得割 (A)

(A) + 均等割 (3,500円 + 2,500円) = 86,000円…**年税額**

手順③ 課税所得に税率をかけて所得割額を算出し、これに均等割額を加えます。
(注)実際には所得割から調整控除等の税額控除が差し引かれます。

※このほか、分離課税といった特別な計算方法もあります。

■ 課税されない方～「非課税の範囲」とは～

- ①次の場合、均等割と所得割が非課税となります。
 - ・前年中に所得がなかった方
 - ・生活保護法の規定による生活扶助を基準日に受けている方
 - ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下の方
- ②前年の合計所得金額が次の額以下の場合、均等割が非課税となります。
 - ※28万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族数)+16.8万円
- ③前年の総所得金額が次の額以下の場合、所得割が非課税となります。
 - ※35万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族数)+32万円

(下線部分は控除対象配偶者・扶養親族がいる場合に加算)

■ どうやって納めるの？

左ページで算出した税額は、以下の3つの方法のうち1～3つの方法で納めます。

- ① 給与からの特別徴収 (5月下旬にお勤め先を通して納税通知書が配られます)
給与所得のある方は、事情のある方を除き、特別徴収で納めることになります。6月から翌5月までの12回に分けて、給与支払者が毎月の給料から天引きで納めます。
- ② 年金からの特別徴収 (6月15日以降、郵送でご自宅に納税通知書が届きます)
その年の4月1日現在で65歳以上の方で、年金所得分で個人市民税・県民税が課税される方は、年金支給月(年6回)に年金から天引きで納めます。ただし、介護保険料が特別徴収でない、特別徴収すべき税額が老齢基礎年金額を超えるなどの事情のある方は対象になりません。
- ③ 普通徴収 (6月15日以降、郵送でご自宅に納税通知書が届きます)
特別徴収以外の方は、納付書による窓口での納付、または口座引き落としによって納めます。納期は6・8・10・翌1月です。毎年、普通徴収になる方は、納め忘れのない口座引き落としをお勧めします。

よくあるご質問 Q&A

Q1 年金から個人市民税・県民税が特別徴収されているのに、納税通知書が送られてきたのはなぜですか？

A1 納税通知書は、今年度の税額をお知らせするものですので、特別徴収の方にも届きます(特別徴収だけの方には、納付書は送付されません)。

納付書が送られた場合、不動産や営業など、年金以外の所得はありますか？ 年金以外の所得の分の税額は、年金から特別徴収できませんので、普通徴収で納めることになります。また、年度の途中で特別徴収に切り替わる方、事情により年金からの特別徴収が停止した方などには納付書が送られる場合があります。

Q2 扶養の範囲内で働いているのに、納税通知書が送られてきたのはなぜですか？

A2 所得税や個人市民税・県民税の扶養に入るためには、合計所得金額が38万円(給与収入103万円)以下であることが必要です。一方、合計所得金額が28万円(給与収入93万円)を超えると個人市民税・県民税の均等割が課税されます。従って、給与収入で93万円を超え103万円以下の方は、扶養になりながら個人市民税・県民税が課税されることになります。

Q3 今年、常陸大宮市から転出したのに納税通知書が送られてきたのはなぜですか？

A3 個人市民税・県民税はその年の1月1日に住民登録のあった市町村で課税されるためです。

Q4 前年中に会社を辞めて、今は働いていないのに納税通知書が送られてきたのはなぜですか？

A4 個人市民税・県民税は、前年中の1月1日から12月31日までの所得に応じて課税されます。従って、今年に入ってから所得がなくても課税されることになります。

Q5 収入と所得の違いを教えてください。

A5 収入とは、ご商売・農業・不動産経営などをされている人なら売上の総額です。これに対して所得とは売上から、仕入れなどの経費を差し引いたものを指します。給与や公的年金をもらっている人は受け取ったお金の総額が収入となります。給与や公的年金の場合は、この経費にあたる部分を計算式に当てはめて計算し、所得を算出します。

Q6 控除(こうじょ)とはなんですか？

A6 税額を計算する際に差し引くものが控除で、所得から差し引く所得控除と、算出した税額から差し引く税額控除があります。所得控除には健康保険や年金などの社会保険料控除、扶養家族がいる場合に引ける扶養控除、医療費額が一定額以上かかった場合に引ける医療費控除などがあります。税額控除には住宅借入金等特別税額控除や寄附金税額控除などがあります。

個人市民税・県民税は、市を支える貴重な収入です。期限内の納付をお願いします。

■問い合わせ■ 税務徴収課 市民税グループ ☎52-1111(内線232)